

議第 108 号

下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

法律の改正に伴い、当該条例の改正を行うもの。

下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成29年下呂市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p align="center"><u>下呂市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 <u>この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備及び情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 市の機関 <u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア <u>市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは公営企業管理者又はこれらに置かれる機関</u></p> <p>イ <u>アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの</u></p>	<p align="center"><u>下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 <u>この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 市の機関 <u>法第2編第7章に基づいて設置する市の執行機関、市議会又はこれらに置かれる機関をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ウ 法第244条の2第3項に規定する指定管理者</u></p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p>
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（規則及び企業管理規程をいう。以下同じ。）で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 <u>市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等で行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（規則及び企業管理規程をいう。以下同じ。）で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</u></p>
<p>2 前項の<u>電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等</u>については、<u>当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</u></p>	<p>2 前項の<u>規定により行われた申請等</u>については、<u>当該申請等を書面等で行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等で行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</u></p>
<p>3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等</u>は、<u>当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えら</u></p>	<p>3 第1項の<u>規定により行われた申請等</u>は、<u>同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市</u></p>

改正後	改正前
<p>れたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。</p> <p>4 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>5 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料等の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。</u></p> <p>6 <u>申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定め</u></p>	<p>の機関に到達したものとみなす。</p> <p>4 <u>第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>る場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u></p> <p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第4条 <u>処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を規則等で定める方式により表示する場合に限る。</u></p> <p>2 前項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する<u>方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 第1項の<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p>	<p>（電子情報処理組織による処分通知等）</p> <p>第4条 <u>市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等で行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。</u></p> <p>2 前項の<u>規定</u>により行われた処分通知等については、当該処分通知等<u>を書面等で行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等で行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>3 第1項の<u>規定</u>により行われた処分通知等は、<u>同項の処分通知等</u>を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>4 <u>処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>5 <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。</u></p>	<p>4 <u>第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</u></p>
<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 <u>縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等で行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事</p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 <u>市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等を行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、<u>書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電</u></p>

改正後	改正前
<p>項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等で行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等で行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等で行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</p>	<p>磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等で行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等で行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等で行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等で行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等で行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>(適用除外)</u></p> <p>第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) <u>手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</u></p> <p><u>(添付書面等の省略)</u></p> <p>第8条 <u>申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u></p> <p>(情報システムの整備等)</p> <p><u>第9条 市は、情報通信技術を利用して行われる</u> <u>手続等に係る市の機関の情報システム（以下</u> <u>単に「情報システム」という。）の整備を</u> <u>総合的、かつ計画的に実施するものとする。</u></p> <p><u>2 市の機関は、前項の規定による情報システム</u> <u>の整備に当たっては、当該情報システムの</u> <u>安全性及び信頼性を確保するために必要な措</u> <u>置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3 市の機関は、第1項の規定による情報シス</u> <u>テムの整備に当たっては、これと併せて、当</u> <u>該情報システムを利用して行われる手続等及</u> <u>びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又</u> <u>は合理化その他の見直しを行うよう努めるも</u> <u>のとする。</u></p>	<p>(手続等に係る情報システムの整備等)</p> <p><u>第7条 市は、市の機関に係る手続等における</u> <u>情報通信の技術の利用の推進を図るため、情</u> <u>報システムの整備その他必要な措置を講ずる</u> <u>よう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、</u> <u>情報通信の技術の利用における安全性及び信</u> <u>頼性を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 市は、市の機関に係る手続等における情報</u> <u>通信の技術の利用の推進に当たっては、当該</u> <u>手続等の簡素化又は合理化を図るよう努める</u> <u>ものとする。</u></p>
<p><u>(情報通信技術を活用した行政の推進に関す</u> <u>る状況の公表)</u></p> <p><u>第10条 市は、電子情報処理組織を使用する方</u> <u>法により行うことができる市の機関に係る申</u> <u>請等及び処分通知等その他この条例の規定に</u> <u>よる情報通信技術を活用した行政の推進に関</u> <u>する状況について、インターネットの利用そ</u> <u>他の方法により随時公表するものとする。</u></p> <p>(委任)</p>	<p><u>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関</u> <u>する状況の公表)</u></p> <p><u>第8条 市長は、市の機関が電子情報処理組織</u> <u>を使用して行わせ、又は行うことができる申</u> <u>請等及び処分通知等その他この条例の規定に</u> <u>よる情報通信の技術の利用に関する状況につ</u> <u>いて、インターネットの利用その他の方法に</u> <u>より、毎年度、公表するものとする。</u></p> <p>(委任)</p>
<p><u>第11条 (略)</u></p>	<p><u>第9条 (略)</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(下呂市行政不服審査法施行条例の一部改正)

2 下呂市行政不服審査法施行条例（平成28年下呂市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第10条 法第38条第1項（法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第38条第1項又は法第78条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第7条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前各号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第10条 法第38条第1項（法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第38条第1項又は法第78条第1項の規定による交付を<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第4条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前各号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円</p> <p>2～4 (略)</p>

【参考資料】

下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「法」という。）が改正され、国の行政機関における行政手続を原則オンライン化していくために必要な事項が定められました。当市も国の方針に準じ、今後行政手続のオンライン化を進めていくため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 法の改正に合わせ題名を、下呂市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に改めます。

（題名関係）

- (2) 積極的に情報通信技術を活用し行政の推進を行い、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とします。

（第 1 条関係）

- (3) 法の規定に合わせて語句の修正を行います。

（第 2 条関係）

- (4) 申請者本位の規定方法に改めます。新たに、電子申請等をした際の手数料の納付方法を規則で定める方法によりオンライン等で納付できることを規定します。

また、申請等でどうしても対面での本人確認が必要な場合や、書類の原本の確認が必要な場合は、部分的にオンライン申請を行うことを認める規定をします。

（第 3 条関係）

- (5) 処分通知等を主体とした規定方法に改めます。また、処分通知等でどうしても対面での本人確認が必要な場合や、原本を交付する必要がある場合は、部分的にオンラインでの処分通知等を行うことを認める規定をします。

（第 4 条関係）

- (6) 法の規定に合わせて規定方法を改めます。

(第5条及び第6条関係)

- (7) 対面による確認が必要な場合で規則等で定めた手続や、他の条例等で電子的な手続が規定されている場合はこの条例の適用除外であることを規定します。

(第7条関係)

- (8) 電子申請等に必要な添付書面等でマイナンバーの情報連携等で確認ができる事項については、添付書面等を省略することを規定します。

(第8条関係)

- (9) 市は、関係機関が行う電子申請等の情報システムの整備について、安全性及び信頼性を確保して総合的、計画的に実施すること、また導入により、事務の簡素化及び合理化に努めることを規定します。

(第9条関係)

- (10) 電子申請等の実施状況などについて随時公表していくことを規定します。

(第10条関係)

- (11) この条例は、令和2年10月1日から施行します。

(附則第1項関係)

- (12) 法の改正に伴い、下呂市行政不服審査法施行条例の一部を改正します。

(附則第2項関係)